

令和5年11月14日

ひたちなか市議会議長 殿

提出者 ひたちなか市議会議員 清水立雄

賛成者 // 宇田貴子

// 雨澤正

// 大谷隆

// 井坂章

// 薄井宏安

// 三瓶武

#### 議案の提出について

次の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

#### 記

##### 1. 議案番号及び件名

議案第121号 ひたちなか市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市議会委員会条例の一部を改正する条例

ひたちなか市議会委員会条例（平成6年条例第159号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中「7人」を「8人」に改める。

第3条第2項中「6人」を「8人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参考資料

ひたちなか市議会委員会条例新旧対照表

旧	新	備考
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は、少なくとも二の常任委員となるものとする。ただし、議長は常任委員にはならないものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 議会広報委員会 <u>7人</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 市議会だよりの編集及び発行に関する事項</li> <li>イ 市議会ホームページの管理及び運用に関する事項</li> <li>ウ 市議会の広報に関する事項</li> </ul> <p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第3条 議会に議会運営委員会を置く。</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>6人</u>とする。</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は、少なくとも二の常任委員となるものとする。ただし、議長は常任委員にはならないものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 議会広報委員会 <u>8人</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 市議会だよりの編集及び発行に関する事項</li> <li>イ 市議会ホームページの管理及び運用に関する事項</li> <li>ウ 市議会の広報に関する事項</li> </ul> <p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第3条 議会に議会運営委員会を置く。</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>8人</u>とする。</p>	